

港湾の保安対策技術審査・認証事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人港湾保安対策機構（以下「機構」という。）が行う、港湾の保安対策技術の適合性についての審査・認証事業に関し必要な事項を定めるものである。

(認証対象技術)

第2条 本実施要領における認証は、監視カメラ、センサー、出入り管理その他の保安設備に関する技術とする。

(申請者)

第3条 審査・認証の申請者は、第2条に定める保安設備の製造者、製造者代理店、及び保安設備を導入する事業主体（以下「発注者」という。）とする。（以下総称して「申請者」という。）

(審査・認証)

第4条 発注者の契約図書に示された設備の技術仕様（規格、性能、品質、機能等）に対する申請者の設備技術の妥当性、適合性について審査・認証する。

(申請の時期)

第5条 申請の時期は、発注者が保安技術の導入を公示した時点から申請することが出来る。

(申請書)

第6条 申請者は、様式 1（港湾の保安対策技術認証申請書）に必要事項を記載して機構理事長宛に申請する。

この場合、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 事前に機構と申請内容について十分な打合せを行うこと。
- (2) 日本語による記載とし、資料内容の説明等の対応がなされるものであること。
- (3) 申請内容に虚偽のないものであること。

(申請受付受理)

第7条 機構は、申請の受付に際し、前条に示す申請書の必要事項を確認し、受理した場合は、様式 2（認証申請受理書）に示す受理書を申請者に送付する。

(審査の方法)

第8条 審査は、必要に応じて、書面審査、室内若しくは現地実証審査、製品製造過程調査等による。

審査に必要な、書面、資料、現物提示、現地実証審査の設営、審査員の移動等に要する経費は申請者の負担とする。

(手数料)

第9条 審査・認証の手数料は次による。

- (1) 技術難度の高い設備(監視カメラ等) 1件 250,000円(消費税含む)
- (2) 前項以外の設備(フェンス等) 1件 150,000円(")

但し、上記は、第8条に示す書面審査の場合であり、他の審査の方法による場合は別途機構から必要な経費を申請者に請求する。

(審査委員会)

第10条 機構は、申請技術の審査・認証の業務を遂行するため、「港湾の保安対策技術審査委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 委員会は港湾の保安対策技術の専門家5人で構成し、内1名を委員長とする。
- (2) 委員会は、申請された技術について第4条に定める審査を行い、その結果を機構理事長に報告する。
- (3) 委員は、審査により得られた情報を外部に漏らしてはならない。
- (4) 委員は、機構外部で審査業務を行う場合は、機構発行の身分証明書を携行しなければならない。

(認証書の登録、交付)

第11条 機構理事長は、委員会の審査結果に基づき、申請者に様式3(港湾の保安対策技術審査結果通知書)に示す審査結果を通知すると共に、適合性、妥当性が認められたものに対しては機構備え付けの登録原簿に登録し、様式4(港湾の保安対策技術認証書)に示す認証書を交付する。

(認証書の有効期限)

第12条 認証書の有効期限は、3年間とする。

申請者は、有効期限を過ぎ認証継続を取得する場合は、有効期限を迎える前に機構に再認証申請することが出来る。この場合の審査手数料については別途定める。

(技術内容の変更)

第13条 申請者は、取得した認証技術の内容に変更が生じた場合は、速やかに機構に報

告すると共に、変更後の認証に係わる措置について機構と協議しなければならない。

(審査の取り下げ)

第 1 4 条 申請者は、審査途中において、前条以外の技術内容の変更又は審査の取り下げを行うことが出来る。

この場合の費用は、申請者と機構が協議の上精算する。

(認証書の無効)

第 1 5 条 機構は、申請者が虚偽の申請或いはその他不正の手段により認証を受けたことが判明した場合は、当該認証を無効とする。

申請者は、前項の規定に該当した場合は、機構の求めにより直ちに必要な措置を講じなければならない。

(認証の公表)

第 1 6 条 機構は、第 1 1 条による認証書記載事項については、公表することが出来る。

(機密の保持)

第 1 7 条 機構は審査の過程で得られた申請者の技術情報は、次のものを除いて機密扱いとする。

- (1) 公知のもの、若しくは公知となったもの
- (2) 第三者に開示することについて、申請者の書面による同意があるもの
- (3) 関係官署が法律の規定に基づいて開示を命令した場合

(異議申し立て)

第 1 8 条 申請者は、認証の決定に関し異議ある場合は、「異議申立書」により機構理事長に文書で申し立てることが出来る。

機構理事長は、正当な理由がある場合は受理し、見解書を申請者に送付する。

(瑕疵等による保証責任)

第 1 9 条 機構は、申請者の設備の瑕疵等による保証責任を負わない。

(その他)

第 2 0 条 この要領に定めるものの他、必要な事項については、機構理事長が定めることが出来る。

付則 この要領は、平成 2 0 年 1 月 1 日から適用する。

様式 1 港湾の保安技術認証申請書 (A-4 版)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人港湾保安対策機構

理事長 笥 隆夫 殿

申請者住所

商号

代表者役職 氏 名 印

港湾の保安対策技術認証申請書

この度、貴機構の「港湾の保安対策技術審査・認証事業実施要領」に基づき、下記技術について認証取得申請します。

記

- 1 . 設備の種類
- 2 . 設備の製造者、設備の名称、型式名
- 3 . 認証取得技術の詳細（規格、性能、品質、機能等）
- 4 . 前項を審査するに必要な検査、試験等資料
- 5 . 発注者の技術仕様
- 6 . その他審査に必要な資料
- 7 . 申請担当者（部所、氏名、連絡先）

注）1 . 本様式に記入出来ない事項については別途添付する。

2 . 提出資料は、控え 2 部を添える。

平成 年 月 日

申請者 殿

特定非営利活動法人港湾保安対策機構
理事長 笥 隆夫印

港湾の保安対策技術認証申請書受理について
(受付番号 号)

貴社からの下記の 1 に示す技術認証申請を受理し、下記の 2 により審査致します。

記

1. 申請内容

- (1) 設備の種類
- (2) 設備の製造者、設備の名称、型式名
- (3) 認証審査対象技術

2. 審査について

- (1) 審査の方法
- (2) 審査の終了予定時期
- (3) 審査の経費

別紙請求額を平成 年 月 日までに下記口座に振り込み願います。

振込先 金融機関名 三井住友銀行 赤坂支店

店番号：825 口座番号：普通 8171284

口座名簿：特定非営利活動法人港湾保安対策機構

様式 3 港湾の保安対策技術審査結果通知書(A-4 版)

平成 年 月 日

申請者 殿

特定非営利活動法人港湾保安対策機構
理事長 笥 隆夫印

港湾の保安対策技術認証申請の審査結果について
(受付番号 号)

貴社申請の標記受付番号に係わる技術を審査した結果、下記の通りとなりましたので通知いたします。

記

1. 申請技術

(1) 設備の種類

(2) 設備の製造者、設備の名称、型式名

(3) 認証審査技術

2. 審査結果

3. 認証書

別紙のとおり

第 号

認 証 書

- 1 . 設備の名称
- 2 . 設備の製造者
- 3 . 型式、性能、規格、
- 4 . 技術認証事項

5 . 認証の有効期限 平成 年 月 日

申請者 殿

上記のとおり認証する。

平成 年 月 日

特定非営利活動法人港湾保安対策機構

理事長 笥 隆夫 印